

周防大島町の交通情勢

大島警察署
地域交通課 唐樋兼次課長



平成19年10月末の周防大島町内における交通事故発生状況は、人身事故78件で昨年比30パーセント増加し、交通事故死者数は3人（昨年比+2人）、負傷者は89人（昨年比+18人）と増加傾向にあります。交通事故の死者数を市町別に人口10万人当たりで換算すると周防大島町は14.6人で、県下でもワースト4と不名誉な状況になっています。

事故の特徴としては、国道437号（大島大橋～日良居）、大島環状線（小松地区）での発生が53件と全体の約68パーセントを占め、また、人身事故全体の約6割が高齢者関与の事故であり、高齢化率の高い島内の現状を反映しています。原因別には、前方不注意・安全不確認等の安全運転義務違反が71件と91パーセントを占めています。

これから年末・年始を迎え、人・車の往来も多くなり気分的にも慌しく、これに加えて忘年会・新年会で飲酒する機会も多くなり、交通事故の多発が懸念されます。本年は幸い飲酒が起因する重大事故の発生はありませんが、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない。」を徹底し、飲酒運転の根絶を図るとともに、歩行者・ドライバーの皆さんがそれぞれの立場で交通ルールを守り、無事故で清々しい新年を迎えていただきたいと思います。

飲酒運転車同乗の禁止

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるように要求または依頼して、その運転者が飲酒運転をする車両に同乗した者に対する罰則

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

運転者が酒に酔っていることを知りながら、自分から要求または依頼して、酒酔い運転車両に同乗した場合は、より重い罰則が適用



3年以下の懲役または50万円以下の罰金

救護義務違反（ひき逃げ） 罰則強化

人身事故を起こした運転者（軽車両を除く）の救護義務違反（ひき逃げ）に対する罰則が強化

改正前
5年以下の懲役または50万円以下の罰金

改正後
10年以下の懲役または100万円以下の罰金

飲酒検知拒否に対する 罰則強化

改正前
30万円以下の罰金

改正後
3か月以下の懲役または50万円以下の罰金

警察官への免許証提示 完全義務化

警察官は違反や事故を起こした運転者に対し、引き続き運転させることができるかどうかを確認するために必要と認めるときは、免許証の提示を求められます。この場合、運転者は免許証を提示しなければなりません。



5万円以下の罰金